

川崎市告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の決定（大川町産業団地地区地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

川崎市 川崎区 大川町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課